

# 2024年4月より スイミングスクール

## 還付制度ご利用ご案内

日頃より、船橋アリーナ温水プールをご利用頂き誠にありがとうございます。

1ヶ月の登録受講日を全て欠席された場合、還付制度がございます。還付に伴う期限はございますが、ご病気・お怪我などでお休みされた場合はご利用ください。

また、還付制度ご利用いただくに伴い他スクールに合わせ休会制度は終了いたします。

### 【4月以降変更する内容】

#### <終了する制度>

休会制度：病気・怪我などで事前申請で1か月休会ができる

#### <変更後>

休会制終了に伴い「還付制度」をご利用ください

全欠席（1ヶ月全て欠席）した場合、該当月の受講料1か月分をお返しいたします

※2ヶ月連続の還付制度はございません

#### <還付の手続き方法>

全欠席した月の登録レッスン最終日欠席の確認ができてから翌月の10日までに「還付希望月の受講料領収書」「利用者カード」を総合フロントまでお持ちください。

対象月の受講料をお返しいたします。

※10日が休館日の月は9日が締切になります（3月に限り3月末締切）

※締切日を過ぎた場合は還付できません